

# 障害者医療助成制度のご案内

2024.12.2 改訂版

## 対象者

次のすべてを満たす方

- 身体障害者手帳 3～6 級をお持ちの方  
療育手帳に特別医療非該当と記載されている方  
精神障害者福祉手帳 2・3 級をお持ちの方 } のいずれかに該当
- 70 歳未満
- 前年中の所得(※)に対する市民税と所得税が非課税  
(※ 1 月から 6 月の診療分については前々年の所得)

## 助成額

- ① 助成対象額
  - ・ 入院をした月：1 カ月の医療費の合計額から 15,000 円を控除した額
  - ・ 通院のみの月：1 カ月の医療費の合計額から 8,000 円を控除した額

※医療費には、院外処方薬の薬剤費を含みます。

### ② 助成額

身体障害者手帳		療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
3・4 級	5・6 級	B(※)	2 級	3 級
①	①の1/2	①	①	①の1/2

※ 療育手帳に特別医療費非該当と記載されている方

### 【注意事項】

- 1) その他の制度（高額療養費支給制度、その他の公費助成制度など）が利用できる場合は、必ずその他の制度を優先して利用してください。

入院または高額医療費が見込まれる場合は、マイナ保険証により限度額情報の確認を受けるか、保険者から限度額適用を証するものの交付を受けて病院窓口へ提示してください。

- 2) 保険適用外の費用は助成対象となりません。  
(例：食事代、病衣代、容器代、個室代、文書料、選定療養費加算 等)
- 3) 償還払い申請手続きが完了した受診月については、追加申請ができません。申請する場合は領収書の提出漏れがないよう注意してください。

## 申請に必要なもの

- ① 健康保険情報が確認できるもの（次のいずれかのもの。以下同じ。）
    - ・ マイナンバーカード
    - ・ 資格確認書
    - ・ 資格情報のお知らせ（資格取得日が記載されたものに限る。）
    - ・ 保険証（有効期限内のものに限る。）
  - ② 障害者手帳等
  - ③ 認印（本人が申請用紙に自署する場合は不要。）
  - ④ 窓口に来られた方の本人確認書類（本人が来られた場合は、②で確認します。）
- ※同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。
- ※ 1 月 2 日以降に鳥取市に転入された方については、所得課税状況を確認するため所得課税証明書（詳細を保険年金課へ確認のうえで取得してください。）を提出するか、個人番号による情報連携に同意していただく必要があります。

## 助成の方法

医療機関で保険診療の自己負担額を支払った後、償還払いの申請を行ってください。（受診される医療機関等へ受給資格証を提示する必要はありません。）

### 【償還払いの申請に必要なもの】

#### ① 同月内に受診したすべての医療機関等の領収書の原本

※レシートでは手続きできません。患者氏名・保険点数・医療機関名が記入されたものに限り  
※治療用装具の償還払い申請の場合は、領収書の写し。（原本は保険者へ提出。）

#### ② 特別医療費受給資格証（交付申請または更新手続きを併せて行う場合は不要です。）

#### ③ 金融機関等の通帳

#### ④ 健康保険情報が確認できるもの（表面 申請に必要なもの①参照）

#### ⑤ 障害者手帳等

#### ⑥ 窓口に来られた方の本人確認書類（本人が来られた場合は、⑤で確認します。）

※同一世帯以外の方が申請する場合は、上記に加え委任状が必要です。

※保険者から高額療養費を受けた場合は、上記に加え高額療養費の「支給決定通知」が必要です。

加入保険が国民健康保険の場合、高額療養費の請求等を鳥取市に委任することができます。

その際は、申請用紙に世帯主による自署または記名・押印が必要です。

※治療用装具の償還払い申請については、上記に加え次の2点の書類が必要です。

○保険者からの「支給決定通知」

○医師の指示書（写し）

**※支払いから5年以内**であれば、申請ができます。ただし、受診当時の受給資格が確認できない場合は、助成できません。

※高額療養費に相当する金額は特別医療費助成の対象となりません。高額療養費の申請期間は2年以内ですので、高額療養費の対象になる場合は申請漏れの無いよう注意してください。

## 変更の届出（①転居、氏変更、保険変更 ②転出、死亡、生活保護開始 ③特別医療の区分変更）

- 1) ①に該当する場合は、次に償還払いの申請をする際に併せて届け出てください。
- 2) ②に該当する場合は、速やかに届け出てください。償還払いの申請をしていない医療費が残っている場合は、償還払い申請と併せてなるべく速やかに届け出てください。
- 3) 特別医療の区分変更をする場合は、速やかに届け出てください。
- 4) 必要書類については、保険年金課でご確認ください。

## 受給資格証の更新

- ・有効期限は毎年6月30日です。  
ただし、障害者手帳等の期限が6月30日より前の場合、その日が期限となります。
- ・受給資格証の更新手続きは、有効期限が到来した後、次の償還払い申請手続きの際に窓口で行います。  
申請すべき医療費がない期間については、更新手続きの必要はありません。

★お問い合わせ先：0857-22-8111（鳥取市コールセンター）

★担当：鳥取市役所 保険年金課 医療助成係（〒680-8571 鳥取市幸町71番地）

★お手続きの窓口：鳥取市役所本庁舎（13番 福祉総合窓口）または 各総合支所 市民福祉課